

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた 考え方（案）について

資料 1 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方（案）について
～個人情報保護法等の改正に伴う川崎市における個人情報の保護～

資料 2 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方（案）について
－市民の皆様から意見を募集します－

平成30年7月26日

総務企画局

「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方（案）について ～個人情報保護法等の改正に伴う川崎市における個人情報の保護～

1 条例改正に至る経過等

- (1) 平成29年5月30日に、「個人情報の保護に関する法律（以下「**個人情報保護法**」という。）」、「**行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法**」という。）」及び「**独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法**」という。）」の改正法が施行されました。
- (2) 個人情報保護法の規定に基づき国が定めている「**個人情報の保護に関する基本方針**」も改正され、法改正に伴う地方公共団体の対応に関する基本的な考え方として、**行政機関個人情報保護法を参考としつつ条例の見直しを検討することが求められています。**
- (3) 行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえて、**川崎市においても個人情報の保護に関して必要な措置を講じる必要があり、個人情報保護条例の改正に向けた考え方がまとまりましたので、市民意見の募集を行うものです。**

2 個人情報保護法等の改正の概要

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法（以下「個人情報保護法等」という。）の改正により、**個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い及び非識別加工情報の仕組みの導入に関する規定が整備されました。**

個人情報保護法等の改正の概要

個人情報の保護に関する改正

個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義を改正し、**個人識別符号が、その情報単体でも個人情報に該当することが明確化**されました。
 - 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号（例：DNA、指紋、静脈）
 - サービス等で対象者ごとに割り振られる符号（例：基礎年金番号、旅券番号）

要配慮個人情報の取扱い

- 法律及び政令に定める、**人種、信条等の情報を「要配慮個人情報」と定義**しました。
 - 要配慮個人情報：（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、病歴に準ずる情報、犯罪の経歴に準ずる情報）
- 個人情報ファイル簿に**要配慮個人情報の有無を記載**することとしました。

個人情報の利活用に関する改正

非識別加工情報の仕組みの導入

- 「特定の個人が識別できないよう個人情報を加工して得た個人に関する情報であり、当該個人情報を復元できないようにしたもの」を「**非識別加工情報**」と定義しました。
- 非識別加工情報の取扱いに関する規律を整備しました。
 - 作成に当たって加工基準に従うこと
 - 個人を再識別するための照合行為を禁止すること等
- 非識別加工情報の仕組みを導入することによって、**民間分野において非識別加工情報の利活用を図っていくことと**しました。

3 本市における個人情報保護法等の改正への対応

(1) 個人情報保護法等の改正に対する検討の経過

平成28年10月に、個人情報保護制度の運営に係る重要事項等を審議する「**川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）」に「個人情報保護法等の改正に伴う個人情報保護制度のあり方」を諮問し、平成30年3月に答申を受けました。本答申等を踏まえ、個人情報保護条例の一部改正を行いたいと考えています。**

審議会の答申の趣旨

- 行政機関個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、川崎市における個人情報保護制度について必要な措置を講じるべきである。
- ただし、非識別加工情報の仕組みの導入については、国や他都市の動向を踏まえ、個人情報の保護に支障を来すことがないよう慎重に検討すべきである。

(2) 個人情報保護条例の一部改正に向けた基本的な考え方

個人情報保護条例の一部改正にあたっては、**行政機関個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いに関し、必要な規定を整備**します。

個人情報の定義の明確化について

- 「個人情報」の定義規定を改正し、「**個人識別符号が含まれる**」情報は個人情報に該当するように**定義の明確化を図ります。**
- **個人識別符号として定めるべき符号は、行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることを基本とし、必要に応じて独自に追加**します。

要配慮個人情報の取扱いについて

- 行政機関個人情報保護法に準じ、個人情報保護条例に**要配慮個人情報を定義**します。
- 個人情報ファイル目録等に、**要配慮個人情報の保有の有無等を記載**するよう様式を改正します。
- 現在、**保有制限を行っている情報の範囲**（思想、信条、宗教等）を、**要配慮個人情報の範囲に改め**ます。
- **要配慮個人情報を新たに保有する場合で、保有することに法令の定めがない場合は、保有に際しての適切な事前手続として、審議会の意見を聴くよう規定を改め**ます。

非識別加工情報の仕組みの導入について

- 審議会の答申を踏まえて、今回は非識別加工情報の仕組みの導入はいたしません。

4 今後のスケジュール（予定）

- 平成30年7月26日（木） 個人情報保護条例一部改正に向けた市民意見募集の実施について、総務委員会で説明し、報道機関に情報提供
- 平成30年7月27日（金）～8月27日（月） 市民意見の募集（市政だより、市ホームページ、区役所市政資料コーナー等で広報の実施）
- 平成30年第4回市議会 個人情報保護条例一部改正議案の上程（予定）
- 平成31年4月1日（月） 改正個人情報保護条例の施行（予定）

「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた 考え方（案）について

—市民の皆様から意見を募集します—

- 平成29年5月に、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」等の改正法が施行され、個人情報の保護に関して必要な措置が求められています。
- この度、本市における個人情報の保護について、川崎市個人情報保護条例の改正の考え方がまとまりましたので、市民の皆様から広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成30年7月27日（金）から8月27日（月）まで
※郵送の場合は、平成30年8月27日（月）消印有効
※持参の場合は、8月27日（月）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

- (1) かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
 - (2) 各区役所市政資料コーナー
 - (3) 総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
- ※このほか、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合がありますため記載をお願いするものです。
- ※電子メールは、川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
- ※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ※お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を市ホームページで公表します。
- ※いただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取扱います。

4 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話044（200）2108 FAX044（200）3751